

岩手県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年8月10日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 大槌町
- 2 事業の種類 大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（安渡地区）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県上閉伊郡大 槌町安渡三丁目	5番	宅地	101.27㎡	101.32㎡	101.32㎡	道路	別図に赤色で表示 する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年8月6日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。